信州ネイチャーセンター基本方針

~信州の豊かな自然環境を活かしたエコツーリズムの普及・拡大を目指して~









平成30年(2018年)9月長野県環境部自然保護課

はじめに(本方針のポイント)

現在、世界では、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対して総合的に取り組み、持続可能な社会の実現を目指す「SDGs (持続可能な開発目標)」が推進されています。

また、近年の自然公園の利用形態として、自然とのふれあいを求めるニーズが高まるとともに、多様化 (インバウンド)・高度化 (質の高さ。新鮮味) する傾向が見られます。

このような背景から、自然公園におけるエコツーリズム(自然環境の保全と持続可能な観光のあり方)の重要性が高まっています。

さらに、本県では、世界に誇れる山岳高原に育まれた資源を活かし、滞在型観光の促進によってその 価値を最大限に生かし、高めることで、世界水準の山岳高原観光地づくりを目指しているところです。

一方、エコツーリズムを推進する組織や拠点が整っておらず、関係者の連携不足やエコツアーを実施するガイド人材の育成が十分でないことから、エコツーリズムの取組が県内各地に普及していないのが現状です。

このような現状を踏まえ、霧ヶ峰、乗鞍、美ヶ原、志賀高原の県下4か所に設置された「自然保護センター」を本県の豊かな自然とふれあうエコツーリズムの推進拠点として、活用を図るため、本年4月、有識者5名及び関係者11名からなる信州ネイチャーセンター基本方針策定検討会を設置し、ここでの議論を経て、このほど「信州ネイチャーセンター基本方針」を策定しました。

この「信州ネイチャーセンター基本方針」のポイントは主に3つあります。一つ目のポイントは「民間ガイド事業者によるツアーデスクの導入」です。現在、自然保護センターでは、センター職員がガイドを行うツアーを実施していますが、こうした標準的で短時間のツアーに加え、民間ガイド事業者による、様々な内容の質の高いガイドツアーを提供することにより、エコツーリズムのさらなる発展を図ります。

二つ目は「ツアーガイドの養成」です。一つ目のポイントで触れた質の高いガイドツアーを担う人材の裾野を拡げるため、ガイド手法やエコツーリズムのプログラム作り等を学ぶ研修会等を通じ、エコツアーを提供するガイドの育成を図ります。

三つ目は「広域連携」です。県内に4か所ある自然保護センターは、これまで相互の連携が必ずしも十分ではない面があったことから、これら自然保護センターはもとより、国や民間のビジターセンターをも含めた横の連携を図り、それぞれの取組み等についての情報交換や相互のPR等を通じ、エコツーリズムの普及やさらなる質の向上を図ります。

なお、本方針は、自然保護センターの目指すべき姿、基本コンセプト、施設運営体制、広域連携のあり方など、エコツーリズムの拠点として必要な機能など自然保護センター共通の課題に対応するための方向性を定めたもので、記載されるすべての機能を自然保護センターが必ずしも有するということではありません。

今後、自然保護センター毎の特徴に応じて関係者で協議し、必要な機能と機能強化策を具体化するための指針としています。

自然保護センターの活用にあたり、本方針が考え方の一助となり、県内のエコツーリズムの取組が推進されることを期待します。

目次

第13	章 ネイチャーセンター基本方針策定の経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	基本方針の策定にあたって	
2	策定の経過	
3	基本方針検討の経緯	
第2章	章 現状分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	自然環境の保全と利用に関する状況	
2	自然保護センター等に関する状況	
3	エコツーリズムの取組に関する状況	
第3章	章 ネイチャーセンターの目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1	ネイチャーセンターとは	
2	ネイチャーセンターの目指す姿と基本コンセプト	
笙 4i	章 ネイチャーセンター機能・方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
<i>/</i> 13 · -		_
	ネイチャーセンターの有する機能	Ū
		J
1	ネイチャーセンターの有する機能	J
1 2	ネイチャーセンターの有する機能	16
1 2	ネイチャーセンターの有する機能 機能強化の方向性 章 管理運営体制の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 2 第5 5	ネイチャーセンターの有する機能 機能強化の方向性 管理運営体制の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 2 第5 章	ネイチャーセンターの有する機能 機能強化の方向性 章 管理運営体制の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 5 章 2	ネイチャーセンターの有する機能 機能強化の方向性 章 管理運営体制の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第5章 1 2 第6章	ネイチャーセンターの有する機能 機能強化の方向性 章 管理運営体制の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5章 第5章 2 第6章	ネイチャーセンターの有する機能 機能強化の方向性 章 管理運営体制の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第5章 1 2 第6章	ネイチャーセンターの有する機能 機能強化の方向性 章 管理運営体制の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第 5 ⁱ 2 第 6 ⁱ 2	ネイチャーセンターの有する機能 機能強化の方向性 章 管理運営体制の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第 5 ⁱ 2 第 6 ⁱ 2	ネイチャーセンターの有する機能 機能強化の方向性 章 管理運営体制の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16

第1章 ネイチャーセンター基本方針策定の経緯

1 基本方針の策定にあたって

本県の豊かな自然環境をより深く理解・体験し、何回も訪れるなど、自然とのふれあいの機会を増やすため、自然保護センターの活用によるエコツーリズムの普及・拡大を図ることを目的とし「信州ネイチャーセンター基本方針」を策定することといたしました。

この基本方針は、自然体験の拠点となりうる自然保護センターの目指すべき姿や、エコツーリズムの拠点として自然体験機能を向上させるための基本的事項等を定めました。

2 策定の経過

近年の自然公園の利用形態として、自然とのふれあいを求めるニーズが高まるとともに、 多様化(インバウンド)・高度化(質の高さ。新鮮味)する傾向が見られます。

また、社会情勢として 2015 年には、国連で持続可能な開発目標 (SDG s) が採択され、多様な主体による持続可能な社会の実現に向けた取組が展開されています。

このような背景から、自然公園におけるエコツーリズム(自然環境の保全と持続可能な観光のあり方)の重要性が高まっています。

現在、本県では、世界に誇れる山岳高原に育まれた資源を活かし、滞在型観光の促進によってその価値を最大限に生かし、高めることで、世界水準の山岳高原観光地づくりを目指しているところですが、エコツーリズムを推進する組織や拠点が整っておらず、関係者の連携不足やエコツアーを実施するガイド人材の育成が十分でないことから、エコツーリズムの取組が県内各地に普及していないのが現状です。

そこで、エコツーリズム推進の拠点として、自然保護センターを活用するため、「ネイチャーセンター基本方針」を作成することとしました。

[策定経過イメージ]

・エコツーリズム の重要性の高まり ―

- ➤自然公園の利用形態の変化 (風景鑑賞中心から利用が多様化)
- ➤体験型観光の高まり (多様化・高度化する傾向)

- 本県のエコツーリズムの現状 -

- ▶推進の拠点となる場が地域に少ない
 - ・ガイド人材の育成

役割を担う

・地域関係者の組織づくり

団体の不足



自然保護センターをエコツーリズムの拠点として活用し、信州をエコツーリズムの先進地へ

3 基本方針検討の経緯

基本方針を策定するため、自然保護センターの関係者及び有識者から成る「信州ネイチャーセンター基本方針策定検討会」を設置しました。計3回の検討会を実施し、目指す姿、センターの有する機能、管理運営体制、他施設との連携体制等について議論しました。

第2章 現状分析

1 自然環境の保全と利用に関する状況

我が国は世界の中でも「生物多様性のホットスポット」と評価されており、本県は日本の 屋根と称される高山帯を有する約3,000mの標高差のある複雑な地形や日本列島形成に関わ る新旧様々な地形・地質、農地・里山・草原から山岳まで多様な土地利用、日本海・内陸・ 太平洋の影響を受ける気候により、多様で豊かな自然環境を有していることから、日本の中 でも生物多様性の豊かな場所であると考えられています。

また、本県の山岳・高原地域の多くは自然公園に指定(国立公園 5 地域、国定公園 3 地域、 県立自然公園 6 地域) され、国内外から年間約 3,500 万人が訪れるなど、近年、本県の豊か な自然環境とのふれあいを求める人々が増えています。

特に自然公園は自然体験のフィールドとして貴重であり、インバウンドへの対応や、特別感のある非日常な体験を求める等、多様化・高度化する自然体験のニーズへの対応が求められています。その一方で、利用者の増加に伴う踏みつけによる植生破壊や利用マナーの違反等の課題が生じています。

〔自然公園指定状況一覧〕

(H30.4.1 現在)

(100. 1. 1 Star)			
名称 名称	指定年日日	公園面積	責(ha)
ыту	10.C + 7.1 I		長野県内面積
中部山岳	S9. 12. 4	174, 323	65, 612
上信越高原	S24. 9. 7	148, 194	63, 006
秩父多摩甲斐	\$25. 7. 10	126, 259	9, 716
南アルプス	\$39. 6. 1	35, 752	14, 079
妙高戸隠連山	H27. 3. 27	39, 772	18, 330
		524, 300	170, 743
八ヶ岳中信高原	S39. 6. 1	39, 857	35, 769
天竜奥三河	S44. 1. 10	25, 720	5, 926
妙義荒船佐久高原	S44. 4. 10	13, 123	5, 061
		78, 700	46, 756
中央アルプス	S26. 11. 22	35, 427	35, 427
御岳	\$27. 3. 3	19, 046	19, 046
三峰川水系	S33. 5. 1	526	526
塩嶺王城	S39. 6. 25	1, 340	1, 340
聖山高原	\$40. 7. 8	2, 150	2, 150
天竜小渋水系	S45. 12. 21	2, 561	2, 561
		61, 050	61, 050
計			278, 549
	上信越高原 秩父多摩甲斐 南アルプス 妙高戸隠連山 ハヶ岳中信高原 天竜奥三河 妙義荒船佐久高原 中央アルプス 御岳 三峰川水系 塩嶺山高原 天竜小渋水系	中部山岳 S9. 12. 4 上信越高原 S24. 9. 7 秩父多摩甲斐 S25. 7. 10 南アルプス S39. 6. 1 妙高戸隠連山 H27. 3. 27 八ヶ岳中信高原 S39. 6. 1 天竜奥三河 S44. 1. 10 妙義荒船佐久高原 S26. 11. 22 御岳 S27. 3. 3 三峰川水系 S33. 5. 1 塩嶺王城 S39. 6. 25 聖山高原 S40. 7. 8 天竜小渋水系 S45. 12. 21	中部山岳 S9.12.4 174,323 上信越高原 S24.9.7 148,194 秩父多摩甲斐 S25.7.10 126,259 南アルプス S39.6.1 35,752 妙高戸隠連山 H27.3.27 39,772 524,300 八ヶ岳中信高原 S39.6.1 39,857 天竜奥三河 S44.1.10 25,720 妙義荒船佐久高原 S44.4.10 13,123 中央アルプス S26.11.22 35,427 御岳 S27.3.3 19,046 三峰川水系 S33.5.1 526 塩嶺王城 S39.6.25 1,340 聖山高原 S40.7.8 2,150 天竜小渋水系 S45.12.21 2,561

2 自然保護センター等に関する状況

(1) 自然保護センターの現況

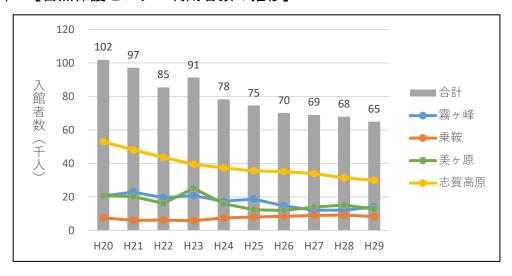
霧ヶ峰、乗鞍、美ヶ原、志賀高原の県下4か所に「自然保護センター」が設置されています。これらの自然保護センターにおいては、地域の自然等をパネル・模型等でわかりやすく解説するとともに、自然公園の利用指導を行い、自然保護や地域の環境教育拠点、あるいは自然環境に関する情報発信の拠点として利用されています。

しかしながら、自然保護センターの利用者は年々減少傾向であり、施設の長寿命化や利便性に配慮した施設整備に加え、情報発信機能や、活動プログラムの充実強化、それらを支える人的基盤などのソフト充実が課題となっています。

資料1【自然保護センター一覧】

施設	霧ヶ峰	乗鞍	美ヶ原	志賀高原
区分	自然保護センター	自然保護センター	自然保護センター	自然保護センター
公園名	八ヶ岳中信高原 国定公園	中部山岳 国立公園	八ヶ岳中信高原 国定公園	上信越高原 国立公園
所 在 地	諏訪市四賀霧ヶ峰 7718-9	松本市安曇 4306-5	松本市大字入山辺 上田市武石上本入	下高井郡山ノ内町 志賀高原蓮池
建築面積 (構造)	575.00 ㎡ (RC 平屋建)	835.45 ㎡ (RC 平屋建)	629.36 ㎡ (木造平屋建)	926.50 ㎡ (SRC2 階建)
設置背景	ビーナスライン建設時の政策的配慮	県民広場の中核施 設として	美ヶ原台上の車道 化問題時の政策的 配慮と地元要望	冬季五輪時の地元 要望
竣工年月	昭和 48 年 8 月	昭和 54 年 11 月	平成5年3月	平成9年6月
管理運営	県直営 (諏訪地域振興局)	松本市へ委託 (山岳観光課)	松本市へ委託 (観光温泉課)	山ノ内町へ委託 (観光商工課)
職員体制	2名 (常勤) 1名 (臨時)	2名 (常勤) 2名 (臨時)	1名(常勤) 1名(臨時)	1名(常勤)

資料2【自然保護センター利用者数の推移】



(2) 県内のビジターセンター設置状況について

国 (環境省)、市町村、民間事業者等の多様な主体により県内の自然公園内にビジターセンターが設置されています。(※自然公園財団発行「自然公園の手引き 2018」参照)

番号	名 称		設置主体	所在地	備考
1	高峰高原ビジターセンター		民間	小諸市	上信越高原 国立公園内
2	志賀高原自然保護センター		県	下高井郡山ノ内町	II
3	上高地インフォメーション センター		围	松本市安曇	中部山岳国立公園内
4	上高地ビジターセンター		H	松本市安曇	IJ
5	沢渡ナショナルパークゲート	Stem C	H	松本市安曇	II
6	乗鞍自然保護センター		県	松本市安曇	II
7	栂池ビジターセンター		市町村	北安曇郡小谷村	II
8	美ヶ原自然保護センター		県	松本市入山辺	八ヶ岳中信高原 国定公園内
9	霧ヶ峰自然保護センター	OPE	県	諏訪市四賀霧ヶ峰	II
10	八島ビジターセンター		市町村	諏訪郡下諏訪町	IJ
11	車山ビジターセンター		民間	茅野市	II

3 エコツーリズムの取組に関する状況

エコツーリズムとは、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光の在り方で、自然環境への配慮、観光振興への寄与、地域振興への寄与、環境教育への活用につながり、環境と経済の好循環が期待されます。

本県では、行政、ガイド事業者、自然保護ボランティア団体等がエコツーリズムの考え方を実践するためのツアーであるエコツアーを実施していますが、エコツーリズムに取り組んでいる事業主体が個々に活動を展開していることから、情報共有の機会が少なく、関係者間の連携が必ずしも十分でない状況です。

現在、自然保護センターにおいては、利用者負担は保険料のみといった安価なガイドを行っていますが、職員はセンターの管理業務を行いながらガイドを実施しているため、必ずしも質・量ともに十分なガイドツアーの提供ができていない状況にあります。

一方、地域振興や観光振興に資する有料のエコツアーガイドについては、メニューも豊富で一部の地域では定着していますが、広く本県にエコツーリズムの取組が普及している状況にはなく、ツアーガイドの質の向上に向けた研修の充実強化や新たなツアーガイドの養成が必要となっています。

[エコツアーの種類と例]

(エコフ) の性類と例。	
エコツアーの種類	エコツア一例
原生的な自然におけるガイドツアー	・山岳や森林でのトレッキングツアー
特徴的な野生生物とのふれあい	・バードウォッチング・モモンガ観察会
自然の営みにふれる観察会への参加活動	・自然散策会・星空ウォッチング
環境教育を主目的とした学校団体の活動	・修学旅行の体験プログラム ・林間学校
自然や文化に関する解説を受けながら地域を歩き	・高原散策ツアー
巡る活動	・里山ウォーキング
地域の生活や文化を体験する活動	・高原、里山の管理・再生を学ぶツアー ・古来の生活の知恵の学習体験
環境保全のために実際に貢献をする活動	・外来種の駆除ボランティア・植生回復ボランティア
自然の中でゆったりとした時を過ごしながら自然 の恵みを体感する活動	・体験滞在型観光(自然体験キャンプ)

第3章 ネイチャーセンターの目指す姿

1 ネイチャーセンターとは

自然保護センターの従来機能に加え、エコツーリズムの拠点として自然体験機能が活性化 (ネイチャーセンター化) された自然保護センターを指します。

なお、本方針に記載されるエコツーリズムとは、本県にある自然公園の自然環境や歴史文 化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域本来の姿を持続的に保つこ とができる観光のあり方と定義します。

[ネイチャーセンター化イメージ]

霧ヶ峰、乗鞍 美ヶ原、志賀高原 (自然保護の拠点)

自然保護センター ¬ 「機能拡充(ネイチャーセンター化)

- ▶自然公園等の魅力を発信
- ➤屋外での積極的な自然体験を促進 ⇒ エコツーリズムの推進

<期待される効果>

①自然環境の保全

自然公園の保護と利用の両立

②観光振興への寄与

サスティナブルツーリズム (観光客や 観光関連産業、地域社会の需要を満たしつつ、現在 及び将来の経済・社会・環境への影響も十分考慮し た持続可能な観光)の推進

③環境教育への寄与

・自然保護に対する「学び」の推進

④地域振興への寄与

・雇用の創出 (一人多役)



2 ネイチャーセンターの目指す姿と基本コンセプト

自然公園に誘導し、屋外での積極的な自然体験を促進するとともに、旅行者のニーズに応じた多様なツアープログラムを提供できる施設とするため、目指す姿と基本コンセプトは次のとおりとします。

【目指す姿】

自然公園の「玄関口」として人と自然をつなぐ拠点

【基本コンセプト】

① 自然公園に訪れたら最初に立ち寄る施設(ワンストップサービス)

自然情報のみならず、観光情報や気象・交通情報、地域の歴史・文化、ガイド情報(エコツアー、ガイド事業者)といった多様な情報を発信・提供します。

② 自然・文化を体験できるエコツーリズムの拠点施設 (質の高い解説サービスの提供、五感で感じる展示物)

単純な自然解説だけでなくガイドにとって一定の報酬を得られ、リピート参加が期待できるような満足度の高いツアープログラムを構築・提供します。

五感で感じる体験型の展示や映像により自然公園の持つ魅力を発信することで外国人利用者、幅広い年齢層の利用者、障がい者等の誰もが自然・文化を体験できる施設とし、 国内外から多くの人々を呼び込み、自然観察等の野外の活動を促進します。

③ 多様な利用者が様々な目的で活用できる施設(保護や研究の活動・交流拠点)

エコツーリズムに携わるガイド・観光事業者や、自然環境の保全活動に携わるボランティア団体等の自然公園の保護と利用に携わる人々の活動や交流の拠点として地域全体の活性化につなげます。

自然公園の「玄関口」として人と自然をつなぐ拠点

- ①自然公園に訪れたら最初に立ち寄る施設
- ② 自然・文化を体験できるエコツーリズムの拠点施設
- ③ 多様な利用者が様々な目的で活用できる施設

第4章 ネイチャーセンター機能・方向性

1 ネイチャーセンターの有する機能

ネイチャーセンターは自然保護センターの従来機能を包括し、目指す姿と基本コンセプトをもとに7つの機能を持たせます。

ネイチャーセンターの 目指す姿と基本コンセプト

自然公園の「玄関口」として 人と自然をつなぐ拠点

- ① 自然公園に訪れたら最初に立ち寄る
- ②自然・文化を体験できるエコツーリズムの拠点
- ③多様な利用者が様々な目的で活用できる

十 自然保護センターの従来機能

- ➤ 自然公園の利用指導の拠点
- ▶ 自然保護の拠点
- ▶ 環境教育の拠点

ネイチャーセンターの機能

- ① 情報発信・提供機能
- ② 自然及び文化・歴史等の解説機能
- ③ 自然体験機能
- ④ 自然環境保全機能
- ⑤ 地域関係者の活動・交流拠点機能
- ⑥ 休 憩 · 退 避 場 所 提 供 機 能
- ⑦調査・研究支援機能



① 情報発信・提供機能

利用地点や興味地点などの案内、自然の状況や利用状況に関する情報、当日の天気情報及び交通規制に関する情報など、利用者の適正な利用活動を助けるための情報や、周辺地域で提供されているアクティビティ、宿泊施設、飲食店等の利用に関する情報などの各種情報の提供・発信を行います。

また、周辺地域で実施されているエコツアーやツアーを提供しているガイド団体等に関する情報を積極的に提供・発信し、来訪者が自然とふれあう機会を促進します。

② 自然及び文化・歴史等の解説機能

自然公園等の利用に際して理解を深めるため、地域の地形・地質、動植物、自然環境、歴史、文化等の解説を行うとともに、誰もが分かりやすい案内や解説を行います。

特に展示物を活用した解説は、来訪者に対して自然公園の魅力や価値を直接伝えることができる重要な機能です。自然公園や自然体験、環境教育等に対する来訪者の関心をさらに引き出すためには、受動的に鑑賞するだけの単調な展示になることを避け、五感で感じる体験型展示や天候や気候に左右されることなく、自然公園の風光明媚な景色を映像で鑑賞できる等の工夫をする必要があります。

③ 自然体験機能

自然にふれあう体験を求める利用者ニーズに応じた多彩な自然体験プログラムの提供を行う、エコツーリズムの拠点施設とするとともに、さらに広い概念であるサスティナブルツーリズム(観光客や観光関連産業、地域社会の需要を満たしつつ、現在及び将来の経済・社会・環境への影響も十分考慮した持続可能な観光)の拠点としても位置付け、様々な学びの推進に寄与します。

具体的には、近年、自然体験を求めるニーズが多様化・高度化していることに鑑み、質の高い自然体験プログラムを提供するツアーデスク(ツアーを手配する専門窓口)の設置により、従前のガイドツアーと時間やコース等の内容を差別化したうえで、双方の提供を目指します。

ツアーデスクによるガイドツアーにおいては、自然解説のみならずアクティビティや学びの視点を取り入れたツアー実施を目指し、インバウンド対応可能なエコツアーガイドを育成するとともに、ガイドを生業の一部とする人材の充実やガイドの質のさらなる向上を図ります。

④ 自然環境保全拠点機能

自然公園の傑出した自然資源を保全し、後世に引き継ぐため、長野県自然保護センター、 長野県自然保護レンジャー、パークボランティア等の自然保護活動を実施する個人や団体を 引き続き支援するとともに、自然保護団体や地域住民と協働し、自然公園の維持管理や保全 を迅速に行います。

⑤ 地域関係者の活動・交流拠点機能

自然公園の保全や適正な利用、エコツーリズム推進に取組む地域関係者が自然保護センターを積極的に活用し、意見交換や情報共有を図る活動の拠点となるよう必要な支援を行うとともに、関係者との連携を図ります。

また、国(環境省)・市町村・観光関係者・自然保護団体・ガイド事業者・地権者といったエコツーリズムに携わる関係者の連携体制を構築し、地域全体でエコツーリズム推進に関する検討・評価を行う体制整備を進めます。

⑥ 休憩·退避場所提供機能

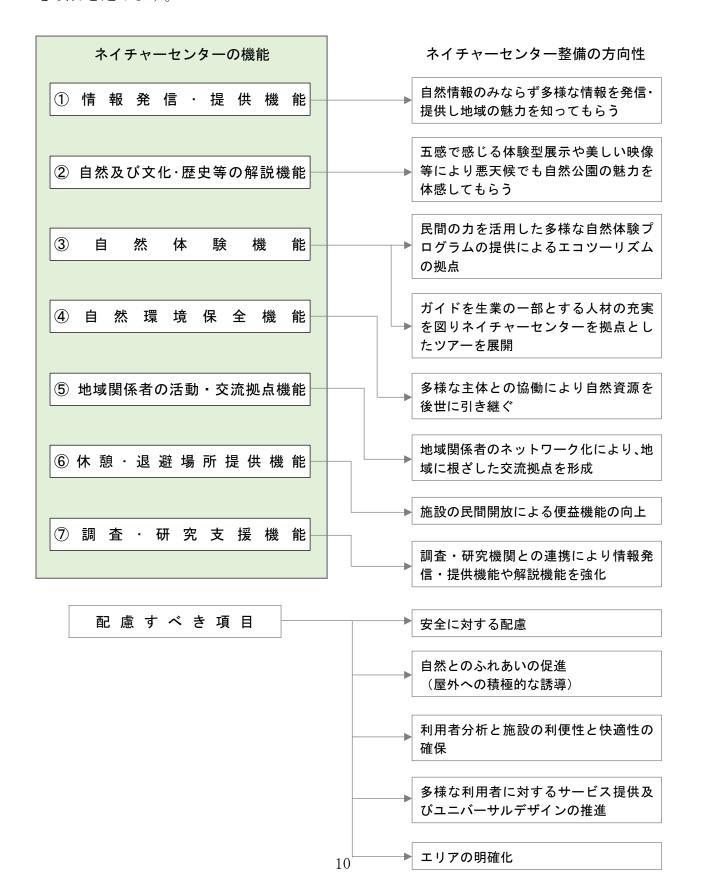
自然公園の利用者の休憩場所として快適な自然公園の利用につながるスペースを提供します。また、急な天候不良時等の退避場所としても機能します。

⑦ 調査・研究支援機能

情報発信・提供機能や自然及び文化・歴史等の解説機能を充実するため、関係者と連携し対象とする地域の自然環境や利用状況に関する調査、研究を支援します。

2 ネイチャーセンター整備の方向性

7つの機能をもとに、8つの整備の方向性と機能強化の実施にあたって4つの配慮すべき項目を定めます。



①情報発信・提供機能

自然情報のみならず多様な情報を発信・提供し地域の魅力を知ってもらう

- ・自然公園の利用者がセンターに訪れる前にあらかじめエコツアー等の情報を入手できる よう、ホームページ等のインターネット情報の充実に努めます。
- ・自然公園の利用者がセンターに訪れることで、自然・観光・交通・気象・歴史の様々な 地域に関する情報を入手できるよう情報収集に努めます。
- ・自然保護センターの機能や、自然公園の利用マナー、地域固有の価値や魅力、自然保護 の取組み等を国内に限らず海外の方でも理解しやすい形で、情報発信・提供を行いま す。
- ・エコツアーやガイド事業者等のガイド情報に関する情報の一元化を図り、自然保護センターでのガイド情報の発信に努めます。
- ・関係機関との連携により効率的な情報の集約・提供に努めます。(例:観光協会より観光情報を提供、防災情報の収集・提供、気象予報サイトとの連携により気象情報をリアルタイムで提供等)
- ・各自然保護センターの立地条件や、地域の実情に応じた情報発信・提供の手段を検討します。

【想定される情報発信手段】

外部に情報を発信	自然保護センター利用者へ情報を提供
SNS、ウェブサイト、パンフレット、テレ	スタッフによる案内、展示物、冊子(ガイ
ビ、ラジオ、メディア、季刊誌等	ドブック)、掲示板 等

・スタッフによる案内を行う際は、多様な利用者に対応するため、コミュニケーション支援ボードやタブレット端末の導入を検討します。

②自然及び文化・歴史等の解説機能

五感で感じる体験型展示や美しい映像により悪天候でも自然公園の魅力を体感してもらう

- ・低コストで実現・維持が可能な展示物やスタッフによる定期的な更新が可能で利用者を 飽きさせない工夫が可能な展示物を検討し、コストの低減、満足度の向上に努めます。
- ・展示は子どもや車いす使用者等が見やすい、ふれやすい高さとし、器具等の操作性も直 感的にわかりやすいよう配慮します。
- ・展示の解説等は、写真やイラストを活用し、難しい漢字や地名等にはふりがなをふるなど、わかりやすさに配慮するとともに、誰もが容易に利用できるように、展示、外国語表記、触地図、音声ガイダンス、ビデオ等の映像展示などを用意します。
- ・自然環境の保全に配慮しながらドローンを活用した空撮映像等を活用し、臨場感を体験 できる工夫をします。
- ・多様な手段による展示・解説に十分に対応できるよう、研修等を通じた人材育成に努めます。
- ・自然保護センターの利用者分析を行い必要に応じて多言語化の対応や、展示手法の検討 を行います。

【想定される展示手法】

①グラフィック展示、②標本・実物展示、③ジオラマ展示、④映像展示、⑥レプリカ展示、⑦生態展示、⑧音響展示、⑨ハンズオン展示、⑩ICT展示 等

③自然体験機能

民間の力を活用した多様な自然体験プログラムの提供によるサスティナブルツーリズムや 学びの推進

- ・利用者に求められる自然体験プログラムの内容が高度化(質の高さ、新鮮味)している ことから、従来の自然体験プログラム(無料)に加え、利用者のニーズに応じた質の高 いツアー(有料)を提供するため、自然保護センター内に観光協会や、民間ガイド事業 者によるツアーデスク(ツアーを手配する専門窓口)を設置し、目的に応じたツアーの 提供を目指します。
- ・ツアーの実施にあたっては、表面的な情報や知識を一方的に伝えるのではなく、自然環境はもとより、その背景にある歴史や文化、地域との関わりなどを効果的に伝えるとともに、楽しみながら自ら自然の奥深さなどに気づき、深い感動を得られるような内容となるよう留意します。
- ・観光協会や、ガイド事業者に対して、ツアー実施前に自然保護センターの展示を活用したガイドを実施するよう促します。これにより、ツアー参加者は、地域の自然環境や歴史・文化を学習したのち、屋外での自然体験を行うため、より理解が深まります。
 - (注) 自然保護センターは公有財産として行政財産に位置付けられており、地方自治法第238条の4により行政財産の 当該地方公共団体以外の者への貸付、使用等については原則できないとされています。しかし、「行政財産目的外 使用許可事務取扱いについて(通知)」により、「県の施策の推進上、使用許可の必要が認められる場合」といっ た財産管理者が特に必要があると認める場合に限り営利目的でも行政財産の貸付等が可能となります。

ガイドを生業の一部とする人材の充実を図りネイチャーセンターを拠点としたツアーを展 開

- ・ガイド手法、エコツーリズムのプログラム作り等を学ぶガイド研修会等を実施し、自然 解説のみならず、アクティビティや学びの視点を取り入れたツアー実施やインバウンド 対応可能なガイドを育成し、ガイドを生業の一部とする人材の充実を図ります。
- ・自然保護センターを拠点に人材育成をすることで展示物を活用した解説や、センターを 発着地点としたツアーの充実を図り、自然公園や自然保護センターの利用促進につなげ ます。
- ・ガイド育成テキストの作成や動植物や地形・地質等の知識を深める研修の開催にあたっては、長野県環境保全研究所等と連携を図り、調査・研究の成果を最大限活用します。

4)自然環境保全機能

多様な主体との協働により自然資源を後世に引き継ぐ

- ・自然公園の保全管理に貢献する地域のボランティアなど、地域住民が自然公園や自然保護 センターの応援団となる体制を検討します。(パークボランティア制度の導入等)
- ・外来植物の拡大や、希少種の分布状況、踏み荒し箇所、遊歩道の破損箇所といった自然 環境保全に関する情報取集に努め、自然保護団体の活動を支援します。
- ・保全活動への理解や参加促進、活動成果の紹介等を行い、来館者の理解や関心の喚起を 促します。
- ・環境教育を実践する個人や団体とも連携し、環境教育の視点を取り入れた活動となるよう留意します。

⑤地域関係者の活動・交流拠点機能

地域関係者のネットワーク化により、地域に根ざした交流拠点を形成

- ・エコツーリズムに携わる地域関係者が活動・交流する拠点として地域全体で議論する機会を提供し、取組の評価・検討を行うことにより、地域に根ざした活動・交流拠点とします。
- ・ガイド団体や、自然保護団体等の活動拠点として積極的に会議室等のスペースを提供します。

⑥休憩・退避場所提供機能

自然保護センターの民間開放による便益機能の向上

- ・休憩しながら情報収集や交流ができる快適な休憩スペースを提供するため、民間によるカフェや自然関連グッズ、環境教育に貢献する物品等を販売するミュージアムショップの導入を検討します。なお、近隣施設に売店や、飲食店がある場合は、関係者間で協議・調整をします。
- ・自然公園利用者が自然保護センターを休憩場所として活用してもらうため、Free Wi-Fi の導入などの利便性の向上に努めます。
- ・ 荒天時の退避場所やトイレ休憩も兼ねながら利用者間の交流が図られる居心地のよい空間の提供を目指します。

⑦調查·研究支援機能

調査・研究機関との連携により情報発信・提供機能や解説機能を強化

- ・調査・研究場所の提供や、必要に応じて現地調査等の補助を実施し、長野県環境保全研究所等の調査・研究を支援します。
- ・研究機関から研究結果をフィードバックしていただくことで、自然解説や、案内時に最 新の情報に基づく説明が可能となります。

【配慮すべき項目】

(1) 安全に対する配慮

・エコツアーにおいては、ツアーの内容面での安全性への留意はもとより、ツアー実施時における火山や地震等の防災情報、台風等の気象情報への留意や、万一の場合に備えた 保険への加入等、利用者及びガイドの安全に十分に配慮することが最も重要です。

(2) 自然とのふれあいの推進

- ・展示、解説、情報提供、案内、利用指導等においては、利用者が自然への理解を深める ことができるよう留意する。また、フィールドで直接自然とふれあうことを促進するこ とが重要であるため、フィールドへの積極的な誘導に配慮します。
- ・自然保護センターと周囲の自然資源との一体的な利用を促進するため、自然保護センターの周辺の遊歩道との一体的活用を検討する必要があります。
- ・この検討は、地域の特性に応じた自然体験や自然環境学習等、自然とのふれあいを促進 するための活動計画の検討と併せて行うことが重要です。

(3) 利用者分析と自然保護センターの利便性と快適性の確保

- ・利用者ニーズや意識、嗜好、周辺住民や市町村等関係機関のニーズを把握し、想定される利用者像を検討する等の利用者分析を実施します。
- ・自然保護センターの利用者が減少している要因を施設ごとに分析し、より多くの利用者に訪れてもらえるよう親しみやすく開放的な施設となるよう配慮します。
- ・閉館時においてもトイレのみ利用可能、屋外の掲示板により必要な情報を入手できる等、 閉館時の利用にも配慮するとともに、使いやすさや、利用者が求めるサービス向上、快 適性確保に配慮します。

(4) 多様な利用者に対するサービスの提供及びユニバーサルデザインの推進

- ・自然公園の利用者の多様化(外国人旅行者、障がい者、高齢者、子ども等)が進んでいることから、誰もが楽しめるサービスの提供を心掛けます。
- ・できるだけ多くの人に自然保護センターを利用してもらうため、高齢者や障がい者、外国人旅行者など幅広い利用者の動向などに留意しつつ、利用者のニーズに対応した展示や解説となるよう配慮します。
- ・多くの人が自然とふれあえ、自然保護センターを利用できるよう可能な限りユニバーサ ルデザイン化を図ります。

[ユニバーサルデザインのイメージ]

- ① すべての利用者が円滑に移動でき、利用できる施設としての整備
- ② 多様な利用者の特性に配慮した情報提供と展示
- ③ 多言語対応

- ・多言語化対応にあたっては、ICT(情報通信技術)の導入を検討します。
 - (注) スマートフォンなどのモバイル媒体に情報を提供する情報通信技術には、例えば、QR コード、ビーコン、アクティブタグ、音声コード、パッシブタグ等があり、これらの技術とWi-Fi 等のネットワーク環境、ウェブサイトなどを組み合わせることで、モバイル媒体に地域の自然や観光情報、自然保護センターの館内案内、位置情報などを多言語や音声で提供することが可能となります。

自然公園内は、電源の確保、ネットワーク接続環境の確保、過酷な自然環境への対応など都市部では想定されない課題があることから、それぞれの場所と技術特性に応じた技術を採用する必要があります。

(5) エリアの明確化

・同一の自然公園内に複数のビジターセンターが設置されているなど、近隣地域内に類似施設が存在する場合は、発信する情報や、サービス内容が重複しないよう施設機能の差別化と、どのエリアの情報を発信するかといったエリアの明確化の検討を行う必要があります。

第5章 管理運営体制の方向性

1 目指す運営体制のあり方

【多様な主体を巻き込んだ運営体制】

自然保護センターは、利用者が気持ちよく快適に利用できるよう適切な管理・運営が必要です。

そして、自然保護センターの利用を通じて自然の仕組みへの興味や自然とのふれあいの楽しさを体験し、その中で環境に関心を深めてもらえるよう、管理・運営面での工夫をしていくことが重要です。さらに、地域の実情を踏まえて、自然情報等の収集・発信や自然公園の適正な利用を促進する必要があります。

自然保護センターの管理運営体制の構築にあたっては、①設置者(県)が施設管理と運営の両方を行う場合、②関係市町村・民間事業者等に管理・運営を委託する場合、③設置者・国(環境省)・関係市町村・地域関係者(観光協会、ガイド事業者、公園事業者等)による協議会組織を作り運営する場合、④指定管理者制度を導入する場合など、様々な形態が考えられます。現状の自然保護センターは、霧ヶ峰が①の県直営、乗鞍・美ヶ原・志賀高原の3か所が②の市町村委託となっています。

特にエコツーリズムの推進を図るためには、地域で活動する様々な主体と協働した形での 運営・実施が必要不可欠となります。

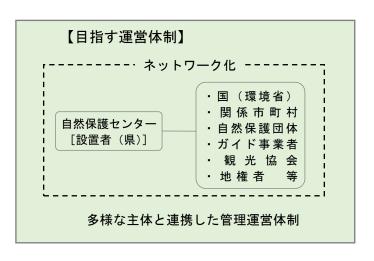
以上のことから、国(環境省)、関係市町村、自然保護ボランティア団体、ガイド事業者、 観光協会、地権者等の多様な主体を巻き込み、関係者との連携体制を構築し、民間の力を積 極的に活用した運営体制が望ましいと考えます。

また、自然保護センターでは施設管理、利用案内、体験プログラムの提供等を行うための専門的知識を有した人材の長期的確保が課題であり、地域の特色や必要な機能を踏まえて、目的を達成するために必要な人員や費用負担等について自然保護センターごとに検討する必要があります。

なお、地域関係者とのネットワーク体制を構築する中で、関係者の役割分担や、各事業者が取組むべき分野を整理し、これを共通認識にすることで、地域の特色に応じたエコツーリズムの推進やサービス提供が可能になると考えられます。

[運営体制の概念図]

【現状】 自然保護センター [設置者(県)] 市町村に 管理委託 ト霧ヶ峰 ト乗 鞍 ト美ヶ原 ト志賀高原



2 運営方法の検討

(1)検討にあたり考慮すべき点について

ア 施設の管理・運営に対する考慮

自然保護センターと周辺地域の自然資源の一体的な利用を促進するためには、エコツアーやアクティビティツアーなどの自然とのふれあい活動を実施している観光協会や民間事業者等の多様な主体との連携が重要となります。

また、建物や展示の改修を行う場合には、経済的で耐久性が高くなるよう検討するとともに管理・運営のしやすさと維持管理費の軽減に十分に配慮する必要があります。

このほか、季節的・時間的な利用集中に対応する管理・運営体制、オフシーズンの閉鎖期間時の情報発信体制等を考慮して検討する必要があります。

イ 地域への貢献

自然保護センターを効果的・効率的に管理・運営していくためには地域との協働による体制を構築していくことが重要です。このため、自然公園の価値や自然保護センターの役割が地域に理解され、地域に必要とされる施設であり続けるため地域への貢献についても考慮する必要があります。

具体的には、利用者に対する周辺のアクティビティや宿泊、飲食店等の地域の観光情報の提供などが考えられます。

ウ 人員確保と管理運営費の継続的確保

自然保護センター及び周辺フィールドについては、厳しく変化しやすい自然条件に対応するため、現地に常駐し地域を熟知した職員によるきめ細かい維持管理が必要とされることから、地域の自然環境や歴史文化に精通する専門性の高い職員の配置が求められます。

また、管理運営費については、引き続き必要な経費を継続的に確保する必要があります。

(2) 各自然保護センターの運営方法の検討手法について

それぞれの地域関係者による検討会・協議会の開催が考えられます。また開催にあたっては、地域の特色や現状等を考慮して議論を行うため自然保護センターごとに検討する必要があります。

一方で地域関係者が一堂に会する場所を設け、自然保護センターに関する課題・現状や機能拡充の方向性を協議・整理する中で、適切な運営方法の検討を行うことも有効と考えます。

なお、検討にあたっては、施設の適切な管理・運営体制に関する検討と地域のエコツー リズム推進に関する検討の両方を行うことが望ましいと考えます。

(3)検討項目について

下記の項目について検討するとともに、運営主体や、施設設置者、地域関係者との役割 分担(受益者負担の考え方に基づく費用分担を含む)について具体的に検討し、明確にす ることが望ましいと考えます。 なお、検討にあたっては、質の高い利用者サービスの提供に必要となる収益の継続的な 確保という観点や管理運営の実情を踏まえた上で、管理委託や指定管理者制度といった管 理方法や管理主体についても必要に応じて協議を行い、より効果的・効率的な方法を検討 することが重要です。

〔想定される検討項目〕

① 管理・運営の基本的な考え方と内容

本方針を基に各自然保護センターの特色や機能を持続的に発揮・確保するための管理・ 運営の基本的方向性と必要な管理・運営内容の検討

② 施設の維持管理

効果的・効率的な自然保護センターの維持管理の考え方と方向性の検討

③ 管理·運営体制

管理・運営組織の概要、管理・運営の協力体制(関係団体、運営協議会、ボランティア等)、の検討

④ 管理・運営費

年間管理運営費(人件費、水道光熱費、維持管理費等)及び費用負担の検討

⑤ 活動計画

自然公園の保護と適正な利用及びエコツーリズム推進に必要な活動に関する事業計画 の検討

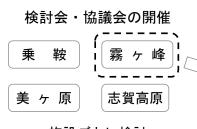
⑥ 人員体制

人数、職務内容、勤務形態(期間・日数・時間等)について整理、人材の確保及び人件 費の負担等の検討

⑦ 目標利用者数

観光客数等を参考に自然保護センターごとの利用実態に応じた目標利用者数の検討

[検討手法のイメージ]



施設ごとに検討

地域の特色や現状等を考慮した議論

- ➤ 管理·運営体制
 - ・管理方法(直接管理や外部への委託等の維持管理手法)
 - ・運営方法 (質の高いサービス提供等を踏まえた効果的な運営手法)
 - ・人員体制(自然・文化に精通する専門性の高い職員の配置)
 - 費用負担(受益者負担の整理、資金確保に向けた新たな取組)
- ➤ 関係者の役割分担
- ➤ 機能拡充の方向性 等

エコツーリズム推進に関する検討

- ➤ エコツアーに関する事項
- ➤ 広報活動に関する事項
- ➤ 自然資源の保全に関する地域ルールの検討 等

第6章 広域連携体制

1 他施設との連携のあり方

上高地ビジターセンターや栂池ビジターセンターをはじめとした、県内の自然公園内に設置されたビジターセンター的機能を有する施設と積極的に連携を図ります。

他施設の運営状況や、活動内容、運営のノウハウなどの情報共有、意見交換等の連携強化により、施設職員の自己研鑽に資するほか、エコツアーや企画展示等の合同イベントの開催につながることが期待でき、来訪者に対して自然公園の魅力や、自然とのふれあいの機会をより多く提供することが可能となります。

こうした各施設の情報共有等に加えて、隣接する自然保護センターやビジターセンターが、 それぞれのエコツアー等について相互に PR し、周遊コースとして提案することで、利用者 の回遊性を高める取組みも重要です。

また、県内に設置されている国、県、市町村、民間といった多様な主体からなるビジターセンター的機能を有する施設がネットワーク化を図ることで、エコツーリズム推進の取組が自然保護センターの設置地域を超え、他地域へ広く波及することが期待されます。

2 広域連携の方向性

本県の取組として従来実施していた4つの自然保護センターの関係者が年に1回集まり 意見交換を図る連絡会議を拡大し、県内の自然公園内に設置されたビジターセンター的機能 を有する施設も参加者に加えた拡大版連絡会議や合同勉強会の開催が考えられます。

開催場所を自然保護センターや、他のビジターセンターとすることで施設の視察も兼ねた 情報交換が可能となり、さらなる議論の活性化が期待できます。

なお、会議の開催を持ち回りで行うことも波及効果を高めると考えます。

〔拡大版連絡会議の概念図〕

事業内容や、利用者の反響が 大きい取組事例を紹介

自然保護センター

(霧ヶ峰・乗鞍・美ヶ原・志賀高原)

エコツーリズム推進に関する 取組事例を紹介

連携

拡大版連絡会議 により広域連携強化 →施設運営の参考

他のビジターセンター

(上高地・栂池・なべくら等)

○期待される効果

- ・横のつながり、情報共有
- 職員のスキルアップ

○拡大版連絡会議 概要 (案)

回 数:年1回程度

出席者:国、市町村、民間の運営するビジター

センター

会場:自然保護センター、ビジターセンター



エコツーリズム推進の取組が全県に波及

第7章 その他

1 本方針の性格について

本方針は自然保護センター共通の課題に対応するための方向性を示すもので、記載されるすべての機能を自然保護センターが有するべきということでは必ずしもありません。

今後、本方針に基づき、自然保護センター毎の特徴に応じて関係者で協議し、必要な機能と機能強化策を具体化していくためのものです。

信州ネイチャーセンター基本方針

平成 30 年 9 月 長野県環境部自然保護課